

開催報告+Q&A

## ブリュッセル効果への対応：日本企業は EU-AI 法にどう備えるべきか 5

日時 2025 年 7 月 28 日（月）12:00-13:00

会場 Zoom ウェビナー

主催 東京大学国際高等研究所東京カレッジ

東京大学未来ビジョン研究センター

東京大学次世代知能科学研究センター

後援 日本 AI セーフティ・インスティテュート

大阪大学 社会技術共創研究センター

日本ディープラーニング協会

### はじめに

EU-AI 法は、2024 年 5 月に成立し、2024 年 8 月 1 日に発効した、世界初の AI に関する包括的な規制法である<sup>1</sup>。AI 法の規定は 2030 年 12 月 31 日までに段階的に施行され、日本の企業や組織もこの影響を受ける可能性がある。

東京大学では、2024 年 12 月 11 日にウェビナーアイベント「ブリュッセル効果への対応：日本企業は EU-AI 法にどう備えるべきか」<sup>2</sup>を開催し、EU-AI 法に加え、それに関連して策定作業が進められている汎用目的 AI (general-purpose AI、以下「GPAI」) モデルに関する行動規範 (Code of Practice、以下「CoP」) の第一草案について、専門家が解説・議論を行った。また、翌年 2025 年 1 月 15 日の第 2 回<sup>3</sup>では、第二草案について、3 月 19 日の第 3 回<sup>4</sup>では、第三草案について、続く 5 月 12 日の第 4 回<sup>5</sup>では、EU-AI Office によるガイドラインのパブリック・コンサルテーション（公開アンケート）について解説・議論があった。そして第 5 回となる今回のイベントは、CoP の最新版<sup>6</sup>の公開を受けて開催され、これまで同様、日本企業が留意すべき対応の要点などの解説・議論が行われた。

本レポートでは、当日の様子を簡単に紹介とともに、視聴者から寄せられた質問とそれに対する登壇者の回答を改めて整理して示すこととする。

<sup>1</sup> EU-AI 法は、EU 法における規則 (regulation) であり、加盟国に直接適用される。

<sup>2</sup> 第 1 回イベント：[https://www.tc.u-tokyo.ac.jp/ai1ec\\_event/13586/](https://www.tc.u-tokyo.ac.jp/ai1ec_event/13586/)

<sup>3</sup> 第 2 回イベント：[https://www.tc.u-tokyo.ac.jp/ai1ec\\_event/13797/](https://www.tc.u-tokyo.ac.jp/ai1ec_event/13797/)

<sup>4</sup> 第 3 回イベント：[https://www.tc.u-tokyo.ac.jp/ai1ec\\_event/14275/](https://www.tc.u-tokyo.ac.jp/ai1ec_event/14275/)

<sup>5</sup> 第 4 回イベント：[https://www.tc.u-tokyo.ac.jp/ai1ec\\_event/14910/](https://www.tc.u-tokyo.ac.jp/ai1ec_event/14910/)

<sup>6</sup> CoP 最新版：<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/contents-code-gpai>

## 1. 当日の様子

### 開会のあいさつ

はじめに、村上明子・AI セーフティ・インスティテュート（AISI）所長から開会の挨拶があった。

まず各国の動きについて、日本において「AI 推進法（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律）」が可決されたこと、そして AI 政策について静観する立場であった米国でも先週「AI アクションプラン」が公表されたことについて述べた。その上で、8月から EU-AI 法が施行されることにも触れ、米国は規制を設けず安全保障やアメリカファースト的な AI 開発・活用によって世界展開を狙う一方、EU は人権を中心に AI の安全性を確保しつつ、EU 経済圏の発展を目的に同法を活用しているとの見解を示した。

続いて、EU が今回の CoP において従来に比べ幅広い意見を取り入れた点について言及するとともに、この CoP は 8 月に施行後も永久的なものではなく、2 年ごとに見直されると説明した。その上で、参加者には EU-AI 法における最新の CoP の内容を学ぶだけでなく、日本企業として今後どのように対応し、2 年後の見直し時にどのようなアクションを取るかを主体的に考える機会にしてほしいと呼びかけ、本日のイベント開始にあたり挨拶を締めくくった。



村上所長

### 論点提供：CoP 概要と日本企業が留意すべき対応の要点

続いて、CoP の概要と日本企業が留意すべき対応の要点について、工藤郁子・大阪大学社会技術共創研究センター特任准教授と実積寿也・中央大学教授それぞれから解説があった。

---

まず工藤特任准教授<sup>7</sup>は、これまでの議論の振り返りを交えながら EU-AI 法の概要について改めて紹介した。

同法がリスクベースアプローチに基づいて AI を 4 段階に分類している点は、これまで広く報道され、既に多くの人にも認識されていると述べた。域外適用の規定もあることから、日本企業も対象となり得ると指摘し、違反時には多額の罰金が科される可能性がある点についても触れた。続いて、4 段階のリスク分類に加えて、汎用目的 AI (general-purpose AI、以下「GPAI」) モデルについても別枠で規制が

---

<sup>7</sup> 講演資料：

[https://www.tc.u-tokyo.ac.jp/blog/wp-content/uploads/2025/02/20250728\\_slides.pdf#page=2](https://www.tc.u-tokyo.ac.jp/blog/wp-content/uploads/2025/02/20250728_slides.pdf#page=2)

設けられており、これは ChatGPT のような生成 AI の普及を受けて、2021 年 4 月の法案の公開後に新たに追加された規定であると説明した。

次に、GPAI モデルについて、市場投入前の研究開発やプロトタイピングに用いられる GPAI モデルには例外規定があるため、一定の安心材料となり得ると述べた。その上で、GPAI モデルに対する規制は「システムクリスク」の有無によって大きく異なると説明。システムクリスクには、安全保障上の懸念（例：化学兵器や生物兵器の開発障壁の低下）、制御不能、有害な差別や偽情報の大規模化などが含まれるとし、これらのリスクがある場合には、より厳しい義務が課されることになると述べた。また、このリスクの有無は適切な手法により判断され、例えば AI モデルの計算能力が FLOP で  $10^{25}$  を超える場合はリスクありと推定されるほか、EU 当局が指定するケースもあると紹介した。

続いて、これまで説明してきた内容は EU-AI 法の条文に記載された発効済みの規定であると述べた上で、詳細な運用に関しては、ガイドラインの策定が予定されており、その一部が CoP と呼ばれる任意の指針であると説明した。CoP は法的拘束力を持たないが、企業が署名することで EU-AI 法への準拠を実証しやすくなるメリットがあるという。CoP の策定にはマルチステークホルダーの関与が求められており、2024 年 8 月に EU 内外からの公募によって 1000 人以上が参画したが、日本からの参加者は非常に少なく、自身を含め実績教授、NTT 株式会社の根本宗記氏の 3 名程度であったと指摘した。こうした背景を受けて、江間有沙・東京大学准教授の呼びかけにより、本ウェビナーシリーズを通じて日本国内での周知を図ってきたと述べた。

当初の CoP 策定においては 4 つのワーキンググループに分かれて議論が進められており、実績教授は第 1 および第 4 グループ、自身と根本氏は第 4 グループに参加していた。メンバーには Yoshua Bengio・モントリオール大学教授など著名な専門家も含まれており、初期段階では予定通りに議論とレビューが進行していたものの、2025 年に入ってから進行に遅れが生じ、例えば 3 回目のレビュー以降では公開が 3 週間遅延したという。こうした混乱の背景には、村上所長も冒頭で言及していた、EU 内での国際競争強化を目的とした AI 規制見直しの動きが影響しているとした。一方で、EU-AI 法そのものはすでに成立・施行されており、条文の修正は直ちには困難なため、現在はガイドラインを通じた対応が模索されている段階にあると説明した。

続いて、EU-AI 法の GPAI モデル規制による日本企業への影響について、いわゆる「ブリュッセル効果」として間接・直接の両面で及ぶ可能性があると説明した。間接的な影響としては、日本企業が開発受託などで関与している場合、取引先が GPAI モデルの開発者であれば、情報開示や文書作成の協力を求められる可能性があると指摘した。そして直接的な影響としては、日本企業が既存の GPAI モデルを調整・ファインチューニングした場合、その主体が新たな AI プロバイダーとして規制対象と見なされる可能性があると述べた。これらの懸念を踏まえ、CoP を起草する専門家チームの中でも、特に後者の影響について明確にすべきとの意見を提出していたという。ただ、EU 側からは「今回の CoP の対象外」との回答があったため、それに対して関係者は CoP とは別のガイドラインを新たに策定するよう強く要望してきた経緯があると述べた。

こうした要望を受けて、欧州委員会は、GPAI モデルに関する CoP とは別のガイドライン（Commission Guidelines to Clarify the Scope of the General-purpose AI Rules in the AI）を 2024 年 4 月に突如公表し、5 月 22 日まで意見公募を実施。このガイドラインは、CoP の有識者チームに属していない一般の関係者からも意見提出が可能であったため、日本国内においても第 4 回のイベントでその概要と主要論点を紹介し、周知を図ったという経緯がある。つまり、EU-AI 法における GPAI モデルには、

条文による定義や義務規定が存在する一方で、それを補完する形で二つの解釈・運用文書（①欧州委員会が策定した GPAI ガイドラインと、②マルチステークホルダーおよび専門家によって策定された GPAI CoP）が存在する。

さらに、2025 年 7 月 10 日には GPAI CoP の最終版が、同月 18 日には GPAI ガイドラインの最終版が公表されたと述べた。今後のスケジュールについては、AI Board および EU 加盟国による承認プロセスを経た後、2025 年 8 月 2 日までに EU-AI 法の GPAI モデル関連規定が適用開始される見通しであるとした。また、2026 年 8 月以降は新規モデルに対する規制執行が始まり、既存モデルについても 2027 年 8 月以降には義務が適用される予定であると説明した。

加えて、「透明性」に関する内容は実積教授が後述するため省略すると前置きした上で、「著作権」に関する GPAI CoP の記述について解説した。具体的には、著作権で保護されたコンテンツの収集に際しては、正当なアクセスを通じたものに限定し、著作権侵害の常習的なウェブサイト等からのデータ収集は除外するよう求められている点や、クローラーに関する準拠規定の整備など、詳細なルールが追加されていることを紹介した。また「安全性とセキュリティ」に関しては、内容の大筋は変わっていないものの、全体として簡素化されており、コミットメントの数が削減されたほか、文書のページ数も 60 ページから 40 ページに短縮されたと説明した。

続いて、GPAI CoP に対する批判や報道についても取り上げた。GPAI CoP の最終版の公開が当初予定されていた 4~5 月から 7 月上旬に遅れた背景の一つとして、米国政府が 4 月末頃に EU に対して CoP の撤回を求める書簡を送付していた事実を紹介。この動きの背景には、CoP 草案がガイドラインの範囲を超えた新たな規制となっているとの Meta 社や Alphabet 社などの米国大手企業からの批判があったという。

また、GPAI モデル規制の適用開始時期については、一部報道において 8 月から年末への延期の可能性が取り沙汰されたが、これに対し EU 報道官が即座に否定し、予定通り 8 月から適用されることが改めて強調されたと述べた。さらに、米国側だけでなく、7 月 3 日には欧州企業 45 社からも、GPAI モデル規制の適用開始を延期するよう求める声が上がっていたと紹介した。

続けて、7 月 10 日に最終版が公表された GPAI CoP をめぐるその後の動向についても次のように説明した。まず、公開後すぐに、Meta 社の幹部が SNS 上で「CoP には署名しない」と明言したことを紹介。一方で、署名に前向きな企業も現れており、Microsoft 社、OpenAI 社、そしてフランスの Mistral AI 社などが署名予定であるという報道も出ていることを紹介した。特に Mistral AI 社については、7 月 3 日時点では、延期を求める立場だったにもかかわらず、7 月 19 日には署名の可能性が報道されるなど、欧州企業内でも変化が見られると指摘した。また、当初 CoP に批判的だった Alphabet 社についても、現時点での立場が注目されていると述べ、米国・欧州企業が一枚岩ではないという現状に言及した。

加えて、市民社会や NGO からの批判も強まっていることを取り上げ、特に AI ガバナンスを専門とする NGO 「The Future Society (TFS) 」が 7 月 10 日に懸念を表明したことを紹介。TFS は、「マルチステークホルダー・プロセスが当初の約束を十分に果たせなかった」「米国大手テック企業によるロビー活動が、正式な起草プロセス終了後に文言の大幅変更をもたらした」と批判し、複数の専門家や団体と連名で欧州委員会に対し公開書簡を提出したという。

最後に、TFS の懸念の一つである「内部通報者の保護」の取り扱いについても触れ、当初は明確なコミットメント項目だったにもかかわらず、最終版では単なる「実施の指標 (example indicator) 」に格下げされた点を問題視し、「これは不適切なシグナルになりかねない」「今後の運用が非常に気になる」

との懸念を示し、話題提供を締めくくった。

---

続けて実績教授<sup>8</sup>からは、ワーキンググループ 1 に関する説明があった。

冒頭、透明性（Transparency）に関する最大のコミットメントである「Commitment1 Documentation」について取り上げたうえで、今回の文書では従来と異なるナンバリング方式が採用されているため、第三草案との比較時には注意が必要であると述べた。そのうえで、主な施策としては Measure 1.1、1.2、1.3 があり、特に Measure 1.1 では公開基準が定められていると説明した。また、公開に用いるテンプレートの内容が最低限の基準となり、CoP に署名した企業は少なくともこの範囲の情報を提供する必要があること、また情報の継続的な更新が求められていることを強調した。

さらに、CoP における情報公開の取り扱いについて補足があった。具体的には、モデルが更新された場合や新たな性質を持つようになった場合には、その都度情報のアップデートが求められていること、開示された情報は 10 年間の保存が義務付けられていることを指摘した。また、モデルに関する情報の公開先として、AIO、NCA、DP（下流プロバイダー）などが文書内で明示されており、それぞれの立場に応じた情報提供の義務が定められていると説明した。また、情報要求があった場合には、原則として 14 日以内に対応することが求められており、可能であれば一般公開も検討することとされている。

続いて、第三草案からの変更点を整理した。第一に、コミットメントと義務の具体化が図られ、法人機関についてはドキュメントの保持期間が「モデルが市場から撤退してから 10 年間」から「市場投入時点からの 10 年間」へと変更され、実質的な期間短縮となっている。第二に、情報提供の期限が 14 日以内に限定されており、サービス事業者側にこれまでにない対応が求められている。第三に、ドキュメントの内容においては、項目の一部が削減される一方で、追加された項目も存在する。そして第四に、DP に対する情報提供が一部削減されたが、限定的な情報開示が別途求められる形になった。

次に、GPAI モデル全体およびそれを適用するすべての事業者に関する情報公開義務について解説があった。特にシステムリスクを持つ GPAI モデル（GPAISR モデル）を提供する事業者に関しては、追加的な情報公開の義務が課され、その内容はワーキンググループ 2～4 で議論されたという。具体的には、Commitment 1、7、10 に追加情報公開義務が記載されている。Commitment 1 では、「a state-of-the-art Safety and Security Framework」を策定し、システムリスクの認識と対応方法を記載した上で、EU-AI Office と共有することが求められている。Commitment 7 では、モデルのリスク内容と安全性評価に関する詳細な報告書を作成し、EU-AI Office に提出する義務がある。そして Commitment 10 では、可能な限り情報を社会全体に公開することが要求されている。

また、著作権に関して、著作権ポリシーの作成・公開、学習および推論段階における著作権保護の徹底、著作権者からの連絡窓口の明示などがコミットメントに含まれていると述べた。但し、第三草案にあった、自社がクローリングしていない情報に対する情報提供義務については削除されている。

さらに、今回の改訂ではモデル提供者の責任がより明確化されたと指摘があった。具体的には、「最善の努力（make best efforts）」といった表現が削除され、努力義務から実行義務への転換が図られている。また、著作権侵害リスクに関しては、従来の「複数回で対応」とする立場から「1 回でも違反があれば対応」とするより厳しい表現へと改められた。オープンソースモデルについても、従来は著作権規

---

<sup>8</sup> 講演資料:

[https://www.tc.u-tokyo.ac.jp/blog/wp-content/uploads/2025/02/20250728\\_slides.pdf#page=22](https://www.tc.u-tokyo.ac.jp/blog/wp-content/uploads/2025/02/20250728_slides.pdf#page=22)

制の対象外とされていたが、今回の改訂ではユーザーに対する情報提供や警告義務が新たに課されている。結果として、管理下にあるデータについては、著作権遵守義務が一層強化され、明確になったと述べた。

続いて、2025年7月18日に公開され、8月2日から適用開始された「GPAIモデル提供者向けガイドライン」について説明した。このガイドラインは、GPAIモデルのプロバイダーに求められる義務を明確化するものであり、対象となるGPAIモデルの定義に関して、トレーニング計算量が $10^{23}$  FLOPを超えており、テキストまたは画像・動画を生成する能力があることの二つの要件が示されている。しかし、これらの基準を満たしていても「顕著な汎用性を示さない」とEU-AI Officeが判断した場合にはGPAIモデルに該当しない。逆に、基準を満たしていない場合でも、EU-AI OfficeがGPAIモデルであると認定すれば、対象となる。このように、最終的な判断にはEU-AI Officeの裁量が大きく影響することが強調された。

さらに、GPAISRモデルについては、累積計算量が $10^{25}$  FLOPを超える場合に該当するという定量的な基準が設けられているが、それに加えて、欧州委員会が「Annex XIII」に基づき個別に判断を行う余地もあると説明があった。Annex XIIIでは、モデルのパラメータ数、データセットの品質や規模、モデル訓練時の計算量、モデルのベンチマーク・評価、EU域内のユーザー数（特にビジネスユーザーが1万以上いるかどうか）など、多様な要素を考慮することが規定されており、これによりEU-AI Officeが当該モデルの影響力とシステムリスクの有無を判断する枠組みが示されている。

そして、日本企業にとって特に重要な論点として、事後学習（ファインチューニング等）によってGPAIモデルプロバイダーと見なされる判断基準について解説を行った。元のGPAIモデルの学習に用いられた計算量の3分の1を超える計算量で改変を行った場合、その改変を行った事業者はプロバイダーとされる。しかし、元のモデルの計算量が非公開の場合には、GPAISRモデルであれば $10^{25}$  FLOPの3分の1を超えるか、GPAIモデルであれば $10^{23}$  FLOPの3分の1を超えるかどうかで判断される。しかし、こうした修正を行った事業者に課される義務は、元のモデル全体ではなく、自らが修正・ファインチューニングを行った範囲に限定される。また、日本企業のようにEU域外の事業者である場合には、EU域内に「認定代理人」を任命する必要があり、追加的な対応が求められる可能性があることが指摘された。

最後に、これらの点について非常に詳細なQ&A<sup>9</sup>が公表されていることにも触れ、視聴者に確認を促した。今後のスケジュールについては、2025年8月2日よりGPAIモデルプロバイダーに対する義務が正式に適用開始され、これ以降にサービス提供を行う事業者は、その義務を履行する必要がある。但し、初年度である2025年8月2日から2026年8月2日までは罰則が適用されない猶予期間が設けられており、義務の履行が困難な場合は、EU-AI Officeと協議する道も残されている。また、2025年8月2日より前から提供されているGPAIモデルについては、さらに長い2年間の猶予期間が設けられており、罰則適用は2027年8月2日からとなることが説明された。

#### パネルディスカッションとQ&A

パネルディスカッションでは、前述の論点提供を行った2名に、NTT株式会社の根本宗記氏と株式会社ABEJAの古川直裕氏が加わり、江間有沙・東京大学准教授の司会で、議論が交わされた。

---

<sup>9</sup> Q&A: <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/faqs/guidelines-obligations-general-purpose-ai-providers>

まず江間准教授が、草案策定プロセスに携わった視点からの見解を根本氏に求めた。

それを受け、同氏<sup>10</sup>はまず、NTT グループ全体での AI リスクマネジメント体制について解説した。同グループでは「Chief AI Officer」を設置し、AI のイノベーション推進とリスクマネジメントの両立を図っている。根本氏自身は、グループ全体の AI リスク管理を統括する立場にあり、NTT グループ各社の AI 利活用に関して、リスク管理責任者を配置していると説明した。これにより、AI の利用者、サービスプロバイダー、モデルプロバイダーの立場ごとにリスクを低減する取り組みを行っているという。

また、リスクの定義についても、グループ全体でグローバルに統一した基準を設けており、各 AI プロジェクトについて「禁止レベル」「ハイリスク」「限定的リスク」のカテゴリに分類し、分類に応じた対応を実施していると述べた。これにより、GPAI モデルの規制に対しても、既に一定の対応体制が整っていることが示唆された。

さらに、NTT グループ内の各事業会社に AI 専門家を配置し、実際の事例を共有・展開することで、ルール整備にとどまらず実務対応を強化していると続けた。今回の規制対応に際しては、各組織の役割に応じた責任を確認しながら進めており、GPAI モデルに該当するケースはグループ内でも限られていると認識しているという。但し、GPAI モデルに関する規制には例外規定もあるため、リスクの取りこぼしを防ぐためにも、EU 圏向けに GPAI モデルを提供する、またはファインチューニング等を行う場合は、当該ユースケースを「ハイリスク」として扱い、持株会社の AI リスクマネジメント責任者に報告する体制を敷いていると説明した。これは、EU 規制違反時に科される最大 3~1% の売上に基づく高額な制裁金リスクを考慮したうえでの措置である。

最後に、自分が参加したワーキンググループにおいて、CoP やガイドラインへコメントを提出した経験について振り返った。CoP に関しては、ファインチューニング義務の明確化や中小企業向けの規制緩和といった点が大きく反映されたとし、実効性のある議論を行うことができたと評価した。一方で、ガイドラインについては、学習量の計算方法への懸念などに関する自身のコメントが反映されなかった点を指摘するとともに、特に AI のリスクの高さと学習量の相関に対する疑問について、自由コメント欄が無かったために根本的な問題提起が難しかったと悔しさを口にした。

---

続いて江間准教授は、同様に古川氏に対しても、AI 法の専門家と企業の両方の立場からのコメントを求めた。

これを受け同氏は、株式会社 ABEJA の EU-AI 法への対応状況について説明した。まず、同社が提供する AI サービスは EU 市場を対象としておらず、GPAI モデルにも該当しないため、EU-AI 法の適用対象外であり、特段の対応はしていないと述べた。さらに、自社が無償公開している高性能な日本語基盤モデルについても、EU 向けではないため適用外であり、リスクアセスメントなど CoP に記載されるような対応は行っていないとした。あくまで無償で提供しているモデルであるため、「利用者側で対処してほしい」とのスタンスを示した。

一方、同社が提供する開発受託や AI リスクポートフォリオコンサルティングの中では、EU-AI 法に関

---

<sup>10</sup> 講演資料:

[https://www.tc.u-tokyo.ac.jp/blog/wp-content/uploads/2025/02/20250728\\_slides.pdf#page=38](https://www.tc.u-tokyo.ac.jp/blog/wp-content/uploads/2025/02/20250728_slides.pdf#page=38)

する相談も多く寄せられていると明かした。そのうえで、自身が執筆した書籍『EU AI 法概説』<sup>11</sup>を紹介し、EU-AI 法の条文解説を求めている方には有効であると述べた。

この古川氏のコメントに対し、実積教授は、冒頭であった「自社のサービスは EU 向けではない」という説明について詳細を確認する質問を投げかけた。

そこで同氏は、まず「EU 向けの AI」の定義が現時点では明確に示されていないことを指摘し、自社としては GDPR を参考に判断していると述べた。そのうえで、同社の AI サービスは日本語のみで提供されており、EU 加盟国には日本語を公用語とする国が存在しないこと、さらにサービスがウェブ上で即座に利用できるものではなく、個別に相談・見積もりの上で導入される形式であることから、EU 向けではないと明確に判断できると説明した。また、同社は EU 域内に事務所を持たず、EU 居住者がサービスを利用するには物理的に高いハードルがあると付け加えた。

これに関連して、実積教授は GDPR における「EU 市民の利益保護」の観点から、EU 市民が同社サービスを利用する可能性がある場合の対応について質問した。それに対し古川氏は、たとえ EU 市民がサービスを利用したとしても、現行の法解釈では、言語や拠点の有無といった要素に基づいて EU 向けないと判断できるため、特段の対応は必要ないとの見解を示した。そして、自社の基本的な立場として「利用者が自らの責任で対応すべき」というスタンスを改めて強調した。

---

その後、パネリストと司会者は、いくつかの寄せられた質問に答えた（ここでの議論の内容については、最後の Q&A を参照されたい）。

---

そしてパネルディスカッションの最後として、パネリスト全員から視聴者への期待が述べられた。

まず工藤特任准教授は、AI に関する国際的な規制は非常に動きが速いため、今後も EU を含む各国の動向に注目してほしいと述べた。また、今後公募などの機会があった場合には、日本の専門家や実務家のより積極的な参加を期待するとし、情報収集と発信に貢献してもらえると嬉しいと呼びかけた。

次に実積教授は、日本について、AI ルール形成の分野において例外的に高いプレゼンスを持っており、これは国際的に大きなチャンスであると述べた。そのため、自国の事業者にとって有利なルール形成を目指す上でも、企業が積極的に意見を出し、国際的な議論に関与していくべきだと強調した。

続いて根本氏は、実積教授の発言に同意する形で、AI ガバナンス分野における日本の高いプレゼンスを維持・発展させていく重要性を強調したうえで、今後は GPAI モデルに関する対応が一区切りを迎え、次の注目点としてハイリスク AI の対応に移るだろうと述べた。そして、EU-AI 法の施行開始や、米国政府によるハイリスク AI への対応策の動向を注視していく必要があるとした。

最後に古川氏は、先に述べたように、自社のサービスが EU 向けではないため、EU-AI 法に対応していないが、安全性確保のための工夫は独自に実施していると説明した。そのうえで、EU-AI 法の適用対象外の事業者であっても、意味のある AI ガバナンスをユースケースに応じて構築していく必要があると述べた。また、EU-AI 法の適用対象企業においても、社内すべての AI に一律の対応が必要になるとは限らず、非適用の AI に対しても相応の対策が求められると指摘した。

---

<sup>11</sup> 『EU AI 法概説』（編著：古川 直裕・吉永 京子・有坂 陽子・羽深 宏樹・早川 政哉）：

[https://www.shojihomu.co.jp/publishing/details?publish\\_id=6112&cd=7164&state=forthcoming](https://www.shojihomu.co.jp/publishing/details?publish_id=6112&cd=7164&state=forthcoming)

## 閉会のあいさつ

続いて、総務省の飯田陽一氏より閉会の挨拶があった。

まず、工藤特任准教授や実積教授を中心となって EU の COP (Code of Practice) 策定の議論にインプットを行い、過剰な規制の抑制に貢献するとともに、国内の産業界に対して詳細な情報提供を行った点に対し、政府として対応しきれない領域を補ってくれたとして深く感謝の意を示した。

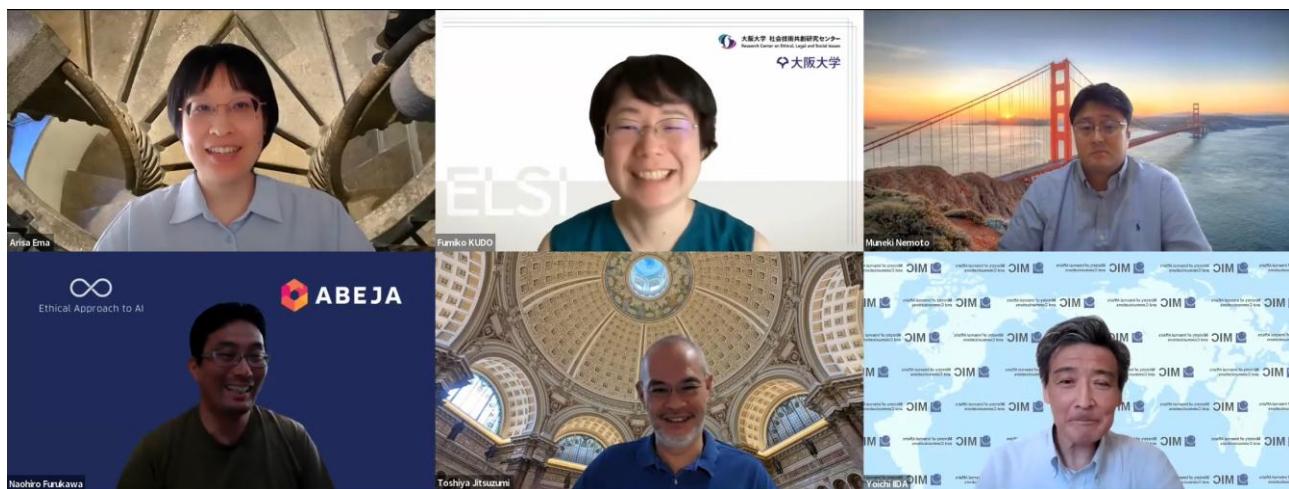
今後については、EU-AI Officeとの対話を一層強化していく必要性を強調し、その上で、EUが提起しているガバナンスの詳細について、どこまで現実的に実行可能であるかを引き続き注視していきたいと述べた。また、EU-AI法が全て否定されるべきものではなく、広島AIプロセス(HAIP)との整合性も図りながら、学ぶべき点もあるかもしれないと評価した。

さらに、制度設計においては理論だけでなく、産業界や社会での実際の実践や問題点のフィードバックが極めて重要であり、現場からの意見を踏まえて制度の改善を進めるべきだとした。そして、日本が国際的に高いプレゼンスを維持するためにも、国内のAI法とHAIPを軸に、イノベーションの促進とAI利活用の推進を最終目的とし、ガバナンス自体が目的化しないよう留意すべきだと強調した。

終わりに司会の江間准教授は、飯田氏をはじめパネリスト全員への感謝の意を述べたうえで、これまでの過去4回のイベントに関する報告書はすべてウェブサイト<sup>12</sup>上で閲覧可能であると案内した。また、閉会の挨拶の中で飯田氏から言及のあった HAIP についても紹介し、この後、その関連イベント<sup>13</sup>が予定されていることを告知。すでに申し込んでいる視聴者へ感謝を述べるとともに、まだ申し込んでいない視聴者に対してはぜひこの機会に参加してほしいと呼びかけた。

加えて、後日アーカイブ動画および資料の公開を予定していること、そして1時間を超えるウェビナーへの参加に改めて感謝を述べた。

最後に「EU-AI 法に関する旅はまだ続く」と述べ、次回以降も継続的な参加を呼びかけるとともに本イベントの幕を閉じた。



(上段左から)

江間准教授、工藤特任准教授、根本氏

(下段左から)

古川氏、実積教授、飯田氏

<sup>12</sup> 本イベントページ: [https://www.tc.u-tokyo.ac.jp/ai1ec\\_event/15474/](https://www.tc.u-tokyo.ac.jp/ai1ec_event/15474/)

<sup>13</sup> HAIP イベントページ: [https://www.tc.u-tokyo.ac.jp/ai1ec\\_event/15506/](https://www.tc.u-tokyo.ac.jp/ai1ec_event/15506/)

## 2. Q&A

以下では、視聴者から寄せられた質問とそれに対する登壇者の回答を、改めて整理して示す（なお、質問は一部を選び、適宜編集を行った）。

—— OpenAI 社が CoP に署名したとのことであるが、同社や他のフロンティア AI 企業のこれまでの動向を見る限り、Model Documentation Form (MDF) に記載された全ての情報が実際に公開されるかについては疑問が残る。特に、データのソースや推論時のエネルギー使用量などの情報については不透明な部分が多い。実際には、曖昧な記述にとどめる、あるいは項目ごとに記載しないといった対応がなされる可能性も考えられる。その点について、なんらかの見通しなどあれば、ぜひ共有いただきたい。

**工藤特任准教授：**

まず、OpenAI 社は CoP に署名したわけではなく、署名見込みであるとの報道がなされている段階である。

次に、情報開示が実際に行われるかどうかについてであるが、草案策定の過程において、開示の程度や粒度の目安（例：Recommended 20 words）が盛り込まれたため、企業側にも許容可能な内容となっていると評価できる。

もっとも、実際に公開される内容を確認するまでは判断できないため、引き続き注視が必要である。

(補足)

当初提示された MDF では、特に目安は記載されておらず、「どれだけ書けばよいのか」「これは過重な負担になるのではないか」などと動搖が広がった。しかし、その後、軌道修正が図られたものと考えられる。

**古川氏：**

透明性 (Transparency) に関しては、「そんな細かいことまで書くのか」というレベルの要求ではなく、おおむね 200 字から 300 字程度で概略を記載する形式が多い。私自身も実際にすべての項目について記載を試みているが、特に負担なく書けるという実感を得ている。

(補足)

実務上の感覚として述べると、Transparency のフォーマットに記載すること自体は、おそらく対応可能である。

次に「著作権」についてであるが、これは EU の著作権法に遵守する必要があるため、その内容を理解しておくことが求められる点でハードルが高い。特に、対象となるのは学習用データであり、EU の著作権法に基づけば、学術目的またはオプトアウトされていないもの以外は使用できない。したがって、後からの対応は困難である。たとえば、日本法に基づいて著作物を一括取得し、アメリカのフェアユースの考え方で大量にダウンロードして学習させ、日本市場向けに展開していたモデルを、そのまま EU に横展開しようとすると、違反に該当する可能性がある。この場合、学習し直しが必要となるため、EU 展開を見据えるのであれば、当初から EU 基準を前提としてデータを取得すべきであり、これは事業展開上の大変なネックとなり得る。

最後に「セキュリティ」について一言触れると、正直なところ、遵守は困難である。具体的な実例が示されていないため、記載されている内容の趣旨が分かりづらいというのが率直な印象である。OpenAI 社のような大規模事業者であれば対応可能であろうが、規模の小さいスタートアップにとって、実務

上かなりの対応困難が予想される。

**実績教授：**

CoP の Transparency 項目、あるいは CoP 全体についてであるが、まず理解すべき点は、CoP に記載された内容を実行していれば自動的に EU-AI 法を満たすという性質のものではないということである。今回作成された MDF は、企業側がこのような形式で情報を提示すれば、当局側の審査が円滑になるであろうというテンプレートにすぎない。

したがって、CoP に署名せずとも、企業が自社の判断で EU-AI 法の義務をすべて満たすために独自に対応方針を策定し、「われわれはこのように法律を遵守している」と説明することも可能ではある。但し、それには非常に大きな手間が伴う。Meta 社はまさにそのアプローチを取ろうとしており、CoP には従わず、自社独自の方法で EU-AI 法への適合を目指している状況にある。

このため、今回の Transparency 項目に関して、仮に何も記載しない対応を取った場合、形式的には提出していても、後になって「基準を満たしていない」と評価される可能性がある。企業として CoP に従うのであれば、形式だけでなく実質的にも基準を満たす内容を記載しなければ、CoP に署名した意義が失われることになる。

**江間准教授：**

EU 域内で事業を行う企業は、何らかの情報提出を行う必要がある点に変わりはない。したがって、CoP への署名の有無にかかわらず、対応は求められる。

CoP はむしろ、「これをやっておけばよい」といった形でテンプレートを提示してくれているため、その意味では親切とも捉えることができる。ただ、記載内容が適切かどうかの最終的な判断は、EU-AI Office に委ねられる。

そして、ご質問の中にあるような点も、現時点では明確な答えが出せるものではなく、最終的には EU-AI Office の判断次第であるといえる。

—— 7月24日に53条1項(d)のトレーニングコンテンツのテンプレートが公開されているが、現在は PDF 形式での公開であり、入力可能な形式では公開されていない。技術文書のテンプレートのように Word 形式等で公開される予定はあるか。

**江間准教授：**

PDF 以外に Word 形式での提出が求められるのかといった具体的な点についても、EU-AI Office の判断に委ねられことになると考えられる。

—— 企業が複数のGPAI モデルを有する場合、モデル毎に署名を行うことは可能か。現在の署名フォームを確認すると、署名するモデルの情報を記載する場所はなく、法人単位の署名が求められているようと思われる。（例：X モデルへの法規制対応は CoP に準拠するが、Y モデルへの法規制対応は CoP に準拠しないといった対応が可能か）

**古川氏：**

法人単位での署名が求められると考えられる。CoP の法的な位置づけとしては、同規範を遵守することで、開発者が EU-AI 法第 51 条以下の GPAI モデルに関する義務を履行していると推定される効果を持

つ。ここで「開発者（Developer）」と記載されているため、個別のモデルごとに遵守の推定がなされるわけではなく、法人単位での対応が前提となっている。

したがって、CoPに署名する場合には、企業が保有するすべてのモデルに対してCoPを適用する必要があり、一部のモデルのみに適用するという対応は原則として想定されていない。

——EU-AI法は主にサービス事業者に関する法律であるように見受けられるが、基礎・基盤研究に対する規制にはどのようなものがあるか。たとえば、大学等の研究機関において研究自体を目的とする基礎研究や、将来的な実用化を見据えた基盤研究に関して、何らかの議論は存在するのか。

**実績教授：**

基本的には学術研究は対象外である。但し、実用化を目指した基盤研究に関しては、議論が存在する可能性がある。詳細は、工藤特任准教授の説明を参照されたい。

**工藤特任准教授：**

今回のGPAIモデル規制に関しては、基本的には市場投入前の研究開発やプロトタイピング活動のために使用されるAIモデルは除外対象であり、例外規定やセーフハーバーが多数設けられている。そのため、研究開発については当面のところ安心して取り組むことが可能である。

またCoPの策定過程においては、中小企業やスタートアップにとって規制が過重であるとの指摘が多数寄せられた。その結果、「比例原則」が強調されるようになった。すなわち、中小規模であるということは、恐らくサービス対象人数も少ないため、リスクの影響範囲も相対的に小さい可能性があり、中小企業に対しては一定の規制緩和が認められるべきであるという考え方に基づいて、比例原則がCoPの前文等で強調されるに至った。

この点に関して、研究開発を行う者にとっては好ましい展開である一方で、たとえ小規模なスタートアップであっても大きな社会的インパクトとリスクを有する研究開発を行っている場合も想定されるため、権利擁護団体などはこの点に対して懸念を表明している。

——株式会社ABEJAは、提供するサービスがEU-AI法の適用対象外であるため対応しないというスタンスが明確であったが、NTT株式会社も同様の見解とみて問題ないか。

**根本氏：**

弊社はEU市場への適用を目的としないサービスと、目的とするサービスの双方を有している。EU市場を目的としないものについては、可能な限りEUからアクセスできないようコントロールを施することで、無用な注目を避ける対応を取っている。

一方で、社内にはグローバルにAI技術を展開していくこうとする動きもあり、またEU圏内で実際にビジネスを行っている構成員も多数存在することから、そのような動きが具体化した際には、EU-AI Officeとの緊密なコミュニケーションを図り、問題の生じないよう適切に対応していく所存である。

——根本氏はNTT株式会社においてグループ全体のリスクマネジメントを担っているとのことであるが、その規模は相当大きなものと想定される。AI施策の実施におけるスピード感や柔軟性の低下、また情報開示の可否といった観点から、子会社からの反対意見や課題などが生じたことはあるか。

**根本氏：**

リスクベースアプローチを採用しており、「禁止レベル」「ハイリスク」「限定的リスク」といった区分ごとに判断するためのチェック項目は、最低限に絞って運用している。その上で、ハイリスクに該当する場合には、厳格に対応すべきものであるとの認識のもと、AI サービスを提供する者としての責任を果たすべく、しっかりと対応を行うよう周知している。このような方針を各関係者にも伝達し、理解を得ている状況である。

(補足)

すべての AI 案件に対して何百項目ものチェックリストを適用するという運用は現実的に困難であり、その点でもリスクベースアプローチは極めて有効な手段であると考えている。

**古川氏：**

私がコンサルティングを担当している株式会社 ABEJA における話であるが、弊社も比較的大規模であり、AI ガバナンスの導入にあたっては、ご指摘のような反対意見や、そこまで至らずとも開発の妨げになるのではないかといった懸念が実際に存在している。

そこで、こうした懸念をどのように解消していくかが重要な論点であり、ハイリスクな案件に重点を置き、ローリスクなものについては現場の判断に委ねるなど、リスクベースの運用が有効であると考えている。実際、ハイリスクに該当する AI 案件はそれほど多くなく、また毎年のように多数の AI システムを導入するわけではないため、結果的にはそれほど大きな負担にはなっていないというのが実感である。もちろん、どのようなガバナンス体制を構築するかによって事情は異なるが、一般的には過度な負担を伴うものとはならないと考えている。

——AI を利用する国は EU 以外にも増加傾向にあるが、現時点における EU 域内と域外の利用者の割合、ならびに将来的な比率の変化については、どのように見通されているか。これにより、企業の活動方針にも大きな影響が生じるものと考えられるが、見解を伺いたい。

**江間准教授：**

企業がどの層に向けてサービスを展開していくのかという、それぞれの企業の戦略や方針によっても異なるのではないか。

——EU-AI 法は 2 年後の見直しが予定されているが、その時期が近づくにつれて見直しが必要な点が判明した場合、見直しを促すための具体的なアクションを起こす予定はあるのか。また、今回のようなイベント等の企画も検討されているのか、ご教示願いたい。

**実績教授：（前半部分について）**

現時点で、専門委員などへ公式に 2 年後の見直しに関する情報が伝えられているか、また専門委員の募集などが行われる予定があるかについては不明である。たしかに「2 年後に見直しを行う」という初期情報はあったものの、その後の議論でその旨について再度言及されたことはない。

また、CoP 自体が整合規格の策定までの暫定的な位置付けであるため、整合規格が策定され次第、CoP の必要性が薄れる可能性は高い。そのため、どちらの議論が先に進むかによって見直しのタイミングや内容も左右されるであろう。

**江間准教授：**

2年を待たずとも、途中で社会的インパクトの大きいAIが登場すれば、新たな議論が生じる可能性は十分にある。

いずれにせよ、東京大学としてはEUの動向に今後も注視していく所存である。冒頭の村上所長の挨拶にもあったように、皆様には、ただ出てきた情報を受け取り、誰かの解説を待つという受動的な姿勢ではなく、自らの組織としてどのような対策を講じていきたいのか、またEU-AI法やガイドライン等に対してどのような変更を望むのかといった意見を積極的に発信していただきたいと考えている。

——ハイリスクにはインフラ関連のAIも含まれるため、かなりの数になるのではないか。

古川氏：

管理と運用部分の安全コンポーネントのAIのみ含まれるため、特定の業種でないと該当しない場合が多いと考えられる。実際、様々な顧客の案件を通し、顧客が抱える全てのAIを確認しているが、ハイリスクAIは、そこまで多くないとみている。

——ISOの担当者は、整合基準への対応に苦慮しているようである。

古川氏：

私のほうでも実際、整合規格は、実務上の難しさから策定が難航していると聞いている。

### 3. 参考リンク集

#### 今回のイベント関連

[The General-Purpose AI Code of Practice](#)

[【講演資料】ブリュッセル効果への対応：日本企業はEU-AI法にどう備えるべきか5](#)

[【動画】ブリュッセル効果への対応：日本企業はEU-AI法にどう備えるべきか5](#)

#### 過去のイベント関連

[【実施報告】ブリュッセル効果への対応：日本企業はEU-AI法にどう備えるべきか4](#)

[【講演資料】ブリュッセル効果への対応：日本企業はEU-AI法にどう備えるべきか4](#)

[【動画】ブリュッセル効果への対応：日本企業はEU-AI法にどう備えるべきか4](#)

[【実施報告】ブリュッセル効果への対応：日本企業はEU-AI法にどう備えるべきか3](#)

[【講演資料】ブリュッセル効果への対応：日本企業はEU-AI法にどう備えるべきか3](#)

[【動画】ブリュッセル効果への対応：日本企業はEU-AI法にどう備えるべきか3](#)

[【実施報告】ブリュッセル効果への対応：日本企業はEU-AI法にどう備えるべきか2](#)

[【講演資料】ブリュッセル効果への対応：日本企業はEU-AI法にどう備えるべきか2](#)

[【動画】ブリュッセル効果への対応：日本企業はEU-AI法にどう備えるべきか2](#)

[【実施報告】ブリュッセル効果への対応：日本企業はEU-AI法にどう備えるべきか](#)

[【講演資料】ブリュッセル効果への対応：日本企業はEU-AI法にどう備えるべきか](#)

[【動画】ブリュッセル効果への対応：日本企業はEU-AI法にどう備えるべきか](#)

開催報告作成協力：狩野愛歌